

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 13 日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24330084

研究課題名(和文)独禁法審判決の事例分析

研究課題名(英文) Economic Impact of the Antimonopoly Law: Case Studies in Recent Court and Tribunal Decisions

研究代表者

岡田 羊祐 (OKADA, Yosuke)

一橋大学・大学院経済学研究科・教授

研究者番号：30224033

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 13,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、独禁法違反事件に係る審判決を素材として、日本の判例法的展開を、経済学の一分野である産業組織論の視点から分析・評価したものである。日本では、米国・EUと比較して、独禁法の判例研究が経済分析を刺激するプロセスが十分に機能してこなかった。そのため、経済合理性の視点からみて特異な判断が採用されてきたこともあった。この空隙を埋めるべく、経済学者と法学者が共同して独禁法の審判決の違法性判断基準を理論的・実証的に分析した。その結果、近年、日本の独禁法審判決は、一部の行為類型、特にカルテル・談合、企業合併などの分野において、徐々に経済学的にみて合理的な判断基準が採用されつつあることが明らかとなった。

研究成果の概要(英文)：This research explores economic impact of the antimonopoly law through the case studies of recent court and tribunal decisions. In Japan, collaboration between legal scholars and economists, which sharpens the conception and way of thinking regarding enforcement, has not been so active as in Europe and the USA. Economic analysis is able to help with clarifying the universality and idiosyncrasy of the Japanese antimonopoly law. Hence we try extracting lessons and best practices from recent important court and tribunal decisions that have great impact on the case laws in Japan. Our research contributes to practitioners by reinterpreting and clarifying legal judgements and formulating reasonable code of conducts and guidelines for business people. Especially, it is important to scrutinize the validity of empirical evidences that are premises of sound legal judgements. Our research suggests that the recent case laws become economically reasonable, especially in collusion and merger.

研究分野：産業組織論

キーワード：独占禁止法 競争政策 産業組織論

1. 研究開始当初の背景

(1) 独禁法の執行並びに競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的基礎を強化するため、欧米諸国では経済学者と法学者・実務家の共同研究が活発に行われてきた。一方、日本では、水平的制限、垂直的制限、企業結合等の多様な行為類型にわたって独禁法審判決の蓄積が進み始めたのは比較的最近であるため、判例法的展開を経済学の視点から体系的・包括的に分析した研究はごくわずかにとどまっていた。

(2) 独禁法・競争政策は、近年、実務面で大きな進展が見られ、厳正な独禁法の執行と国際的調和が強く求められるようになった。日本の公取委の法執行においても、多様な行為類型におよぶ違反事件が頻発している。法的のみならず経済学的見地から審判決事例を分析して公取委の法執行を評価・分析する必要性はますます高まっていた。このような空隙を埋めるべく、経済学者と法学者が共同して独禁法審判決の研究を行うべきとの問題意識をもつに至った。

2. 研究の目的

本研究は、独禁法違反事件に係る審判決を素材として、日本の競争政策の判例法的展開を、産業組織論の視点から分析・評価するものである。日本では、経済学者と法学者・実務家との共同研究の機会が乏しく、米国・EUの競争政策と比較して、判例研究が経済分析を刺激し、それが新たな競争政策の発展に寄与するというプロセスが十分に機能してこなかった。この空隙を埋めるべく、経済学者と法学者が共同して独禁法審判決事例を研究することによって、審判決の違法性判断基準の持つ含意を理論的に分析し、厚生上の帰結を明らかにすること、また、違法性判断の前提となる事実認定の妥当性を実証的に検討すること、の2点を研究目的とする。これによって、日本の競争政策の特殊性と普遍性を明確にすることができる。

3. 研究の方法

経済学者、法学者、弁護士、実務家から構成される研究会を組織し、本研究の主なメンバーと実務家・企業関係者による報告を中心に行う研究会を実施した。並行して、公取委・競争政策研究センターと連携しつつ、独禁法審判決を検討する「独禁法審判決研究会」を開催した。その際、個別事例に関与する企業関係者、実務家、法曹関係者へのヒアリングを行いつつ経済学的観点から興味深い事例を精選したものを分析対象とした。これらのうち、先例としての価値が高い事件に関連する文献資料や関連データを用いた独禁法違反事件の分析事例を集積した。最終年度に、研究会の成果を取りまとめた研究書を刊行することを最終目標とした。

4. 研究成果

独禁法に係る個別事例を素材にして、研究成果をいくつかの行為類型に分類して以下に記述する。

(1) カルテル・談合の分析

最高裁判決に至った「多摩談合事件」等の代表的事件を素材にして、カルテル・談合が維持または崩壊するメカニズムの解明を行った。具体的には、補償金(サイドペイメント)、市場分割、ビッド・ローテーションの3つである。具体的事件の多くは、上記～のメカニズムが相補的に機能しているケースが多く、そのバランスが崩れることによって、アウトサイダーを交えた「叩き合い」によって合意が崩壊するケースがみられる。また、当局によるカルテル・談合の認定期間と、実証的観点から見たカルテル・談合の維持期間とは必ずしも一致しない。さらに、入札談合事件における落札率と「競争の実質的制限」、「一定の取引分野」との関係についても、整合的な関係を見出すことはできなかった。おそらく、多くの事件では、地元業者等を優遇する地域要件などの特殊事情が絡んでおり、このようなケースにおける高い落札率が、被審人となった事業者の落札率と識別しがたい事情がその背景にあったものと推察される。

(2) 企業結合事例の分析

新日鉄・住友金属の合併など、国内大企業同士の大型合併、あるいは国際的な主要企業同士の合併事例が増えているなかで、これら事例における事前審査から第1次審査、第2次審査へと至る執行プロセスの合理性の検討を行った。近年の審査の効率化、排除措置命令の通知までのプロセスは合理化されつつあること、市場の画定(一定の取引分野の認定)も、市場競争の実態をより強く反映するものとなってきたことが窺える。例えば、市場シェアの解釈は、それ自体が市場支配力を強く推認させるものではないという経済学的解釈が徐々に当局や実務家の間に浸透しつつあり、より合理的な判断が行われるようになったものと評価できる。

(3) 単独行為による競争者の排除

日本では、競争者排除行為への課徴金制度が導入されたこと、排除のメカニズムの経済学的理解が浸透してきたことを背景として、私的独占事件は選別的に事件化される傾向にある。分析対象とすべき事例も限られたものとなった。具体的には、マージンスクイーズによる競争者排除(NTT東日本事件)、包括徴収による競争者排除(ジャスラック事件)などを中心に分析を行った。

NTT東日本事件では、マージンスクイーズの枠組みが理論的にみて当該事件を理解するうえで適切なモデルか否か、あるいは掠奪的価格設定による競争者排除と見るべき

かといった点が検討された。この種の事例の解釈は日米欧で判例法的に顕著な差異があることも明らかになった。

ジャスラック事件では、著作権管理事業を二面市場 (two-sided market) のプラットフォーム事業として考察するときの競争・新規参入のメカニズムを分析した。この事例では、既存プラットフォームが包括徴収を用いると、新規参入者の収益を引き下げることになるメカニズムが明らかとなり、参入が阻止されることになることが分かった。最高裁判決 (H27 年 4 月) も同趣旨の結論を示唆して審決やり直しを命じたものと理解できよう。

(4) 研究成果のとりまとめ

以上のほかにも多くの審判決事例を検討してきたが、このうち、研究会のなかで採り上げた事例の中から以下の ~ の事件を抽出して、その研究成果を取りまとめることとなった。

- 多摩談合事件 (入札談合と基本合意)
- 新潟タクシー事件 (認可運賃規制とカルテル)
- 新日鉄・住金合併事件 (水平合併)
- BHP ピリトン・リオティント事件 (JV 型水平統合)
- ASML・サイマー統合事件 (垂直統合)
- 有線ブロードネットワークス事件 (低価格販売)
- NTT 東日本事件 (マージンスクイズによる排除)
- ジャスラック事件 (包括徴収による排除)
- DeNA 事件・大山農協事件 (プラットフォームにおける排除)
- ハマナカ事件 (再販売価格の拘束)
- 日本トイザラス事件 (優越的地位の濫用)
- セブンイレブン事件 (フランチャイズ契約における力の濫用)

この成果物は東京大学出版会より平成 27 年度中に刊行される予定であり、出版の準備を鋭意進めているところである。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文] (計 40 件)

Noriaki Matsushima and Akira Miyaoka (2015) "The effects of resale-below-cost laws in the presence of a strategic manufacturer," *Quantitative Marketing and Economics*, No.13, pp.59-91, 査読有.
DOI: 10.1007/S11129-015-9154-1

Junichi Nishimura and Yosuke Okada (2014) "R&D portfolios and pharmaceutical licensing," *Research Policy*, No.43, pp.1250-1263, 査読有.
DOI: 10.1016/j.respol.2014.03.008

林秀弥 (2014) "The 2013 Amendment to the Antimonopoly Act: Procedural Fairness

under Japanese Competition Law," 『名古屋大学法政論集』 No.259, pp.1-26, 査読無.

Noriaki Matsushima and Ryusuke Shinohara (2014) "What factors determine the number of trading partners?" *Journal of Economic Behavior & Organization*, No. 106, pp.428-441, 査読有.
DOI: 10.1016/j.jebo.2014.07.014

Hiroyuki Okamuro, Yuji Honjo, and Masatoshi Kato (2014) "R&D investment of start-up firms: does founders' human capital matter?" *Small Business Economics*, No.42, pp.207-220, 査読有.
DOI: 10.1007/s11187-013-9476-x

中川晶比兒 (2014) 「独占禁止法における法的推論と経済分析」 『日本経済法学会年報』 35 巻, pp.111-122, 査読無.

西村淳一・岡田羊祐 (2013) 「日本企業による特許・ノウハウライセンスの決定要因」 『日本経済研究』 No.69, pp.55-95, 査読有.

岡田羊祐 (2013) 「日本の競争政策：歴史的概観」 『公正取引』 No.752, pp.4-11, 査読無.

林秀弥 (2013) 「双方向市場における公正競争阻害性：プラットフォーム事業者による取引妨害事件」 『ジュリスト』 No.1451, pp.96-99, 査読無.

武田邦宣 (2013) 「企業間コミュニケーションとカルテル合意の立証」 根岸哲先生古希祝賀 『競争法の理論と課題』 (図書所収論文) 有斐閣, pp.109-124, 査読無.

[学会発表] (計 10 件)

Hiroyuki Okamuro, "R&D, innovation, and business performance of Japanese start-ups: A comparison with established firms" 15th International J.A.Schumpeter Society Conference. 2014 年 7 月 30 日. Friedrich Schiller University, Jena, Germany.

岡田羊祐, 「日本の競争政策：歴史的概観」 CPRC 第 33 回公開セミナー、2013 年 6 月 14 日、公正取引委員会 (東京都千代田区)。

岡田羊祐, 「今後の再販売価格拘束規制の在り方」 日弁連シンポジウム (パネルディスカッション) 2013 年 11 月 27 日、弁護士会館 (東京都千代田区)。

林秀弥, 「競争法分野の国際協力」 East Asian Competition Policy and Law, 2013 年 11 月 4 日, ERIA Annex Office, Jakarta,

Indonesia.

Noriaki Matsushima, "How downstream firms' efficiency affect exclusive supply agreements?" EARIE 40th Annual Conference, 2013年9月1日, Universidade de Evora, Evora, Portugal.

[図書](計5件)

岡田羊祐・林秀弥編(2014)『クラウド産業論』勁草書房、224頁(pp.1-17, 21-45, 67-87, 91-120, 171-195).

川瀨昇・武田邦宣・和久井理子(2014)『論点解析経済法』商事法務、288頁(pp.2-281).

金井貴嗣・川瀨昇・泉水文雄・鈴木孝之・武田邦宣・田村次朗・土田和博・宮井雅明・山部俊文・和久井理子(2015)『独占禁止法』(第5版)弘文堂、612頁(pp.191-255).

6. 研究組織

(1)研究代表者

岡田 羊祐 (OKADA, Yosuke)
一橋大学・大学院経済学研究科・教授
研究者番号：30224033

(2)研究分担者

林 秀弥 (HAYASHI, Shuya)
名古屋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：30364037

(3)連携研究者

大橋 弘 (OHASHI, Hiroshi)
東京大学・大学院経済学研究科・教授
研究者番号：00361577

岡室 博之 (OKAMURO, Hiroyuki)
一橋大学・大学院経済学研究科・教授
研究者番号：40251730

松島 法明 (MATSUSHIMA, Noriaki)
大阪大学・社会科学研究所・教授
研究者番号：80334879

武田 邦宣 (TAKEDA, Kuninobu)
大阪大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：00305674

中川 晶比兒 (NAKAGAWA, Akihiko)
北海道大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：20378516